

四半期報告書

(金融商品取引法第24条の4の7第1項に基づく報告書)

(第11期第3四半期) 自 平成20年10月1日
至 平成20年12月31日

株式会社イントランス

(E05651)

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んであります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【経営上の重要な契約等】	4
3 【財政状態及び経営成績の分析】	5
第3 【設備の状況】	7
第4 【提出会社の状況】	8
1 【株式等の状況】	8
2 【株価の推移】	13
3 【役員の状況】	13
第5 【経理の状況】	14
1 【四半期財務諸表】	15
2 【その他】	24
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	25

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年2月10日

【四半期会計期間】 第11期第3四半期
(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

【会社名】 株式会社イントランス

【英訳名】 INTRANCE CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 上 島 規 男

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区恵比寿南一丁目7番8号

【電話番号】 (03)5725-8100 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部門管掌兼経理・総務部部长 濱 谷 雄 二

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区恵比寿南一丁目7番8号

【電話番号】 (03)5725-8100 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部門管掌兼経理・総務部部长 濱 谷 雄 二

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第11期第3四半期 累計期間	第11期第3四半期 会計期間	第10期
会計期間	自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日	自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
売上高 (千円)	2,690,369	483,900	8,200,825
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△1,326,386	△604,905	106,371
当期純利益又は四半期純損失(△) (千円)	△1,486,491	△605,311	61,652
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	—	586,125	586,125
発行済株式総数 (株)	—	64,200	64,200
純資産額 (千円)	—	595,892	2,127,086
総資産額 (千円)	—	3,523,353	6,845,369
1株当たり純資産額 (円)	—	9,283.23	33,132.19
1株当たり当期純利益金額 又は四半期純損失金額(△) (円)	△23,164.53	△9,441.18	960.32
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	950.46
1株当たり配当額 (円)	—	—	700
自己資本比率 (%)	—	16.8	31.1
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	771,527	—	918,259
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△18,741	—	△62,759
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△1,783,748	—	△399,262
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	—	706,962	1,737,923
従業員数 (人)	—	38	37

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、四半期連結累計(会計)期間等に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有していないため記載しておりません。
- 4 第11期第3四半期会計期間及び第11期第3四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失となるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期会計期間において、当社において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数(人)	38 (6)
---------	--------

(注) 1 従業員数は就業人員であります。

2 従業員数の(外書)は、臨時従業員(パートタイマー)の当第3四半期会計期間の平均雇用人員であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は、プリンシパルインベストメント事業、ソリューション事業を主体としており、生産業務を定義することが困難であるため、生産実績の記載は省略しております。

(2) 受注実績

当社は、受注生産を行っていないため、受注実績の記載は省略しております。

(3) 販売実績

当第3四半期会計期間における販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別の名称	販売高(千円)
プリンシパルインベストメント事業	406,012
ソリューション事業	77,887
合計	483,900

(注) 1 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	当第3四半期会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)
個人	404,254	83.5

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 経営成績の分析

当第3四半期会計期間におけるわが国経済は、米国のサブプライムローン問題に端を発した金融危機等による世界経済減速の影響を色濃く受け、株価の暴落、急激な円高による企業収益の減少、雇用不安の表面化など、非常に厳しい情勢に直面しております。

当不動産業界におきましても、金融機関の不動産融資への厳格姿勢や分譲マンションに対する購入意欲減退等の要因から、不動産売買取引の流動性が著しく低下した状態が続き、資金繰りに窮する不動産関連企業の相次ぐ経営破綻に見られるよう、非常に厳しい経営環境が続いております。

このような環境下、当社は、主力事業であるプリンシパルインベストメント事業において、バリューアップが完了した販売用不動産の売却活動に鋭意注力した結果、個人投資家へ1物件の売却に至ったものの、不動産取引相場の下落の影響を免れることができず、当初計画を大幅に下回る価格での売却となりました。

また、当第3四半期会計期間末に保有している販売用不動産のうち、当初の想定金額での売却が難しいと判断されるものについては、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号)の適用により、462,106千円の簿価切下げを行っております。

これらにより、当第3四半期会計期間の売上高は483,900千円、営業損失は586,102千円、経常損失は604,905千円、四半期純損失は605,311千円となりました。

(2) 財政状態の分析

(資産、負債及び純資産の状況)

当第3四半期会計期間末の資産につきましては、流動資産は前事業年度末に比べ3,330,624千円減少し3,438,401千円となりました。これは主として現金及び預金が1,030,961千円減少したこと、保有不動産の売却及び棚卸資産評価損の計上に伴い販売用不動産が2,134,616千円減少したこと、並びに繰延税金資産154,136千円を取り崩したことによるものです。固定資産は前事業年度末に比べ8,608千円増加し84,952千円となりました。これは主として本社事務所移転による旧本社事務所の内装設備等の除却により建物附属設備等が4,995千円減少したこと、及び旧本社事務所の賃貸借契約解約等により敷金が9,457千円減少した一方、新本社事務所における内装設備等の新設により建物附属設備等が21,478千円増加したこと、及びソフトウェアの取得により無形固定資産が6,272千円増加したことによるものです。この結果、資産合計は前事業年度末に比べ3,322,016千円減少し3,523,353千円となりました。

負債につきましては、流動負債は前事業年度末に比べ1,755,821千円減少し2,027,461千円となりました。これは主として販売用不動産の売却等に伴い借入金が1,702,036千円減少したことによるものです。固定負債は前事業年度末に比べ35,000千円減少し900,000千円となりました。これは販売用不動産の取得資金として900,000千円の長期借入れを受けたものの、935,000千円の長期借入金が返済期限まで1年以内となったため流動負債に振り替えたことによるものです。この結果、負債合計は前事業年度末に比べ1,790,821千円減少し2,927,461千円となりました。

純資産につきましては、前事業年度末に比べ1,531,194千円減少し595,892千円となりました。これは主として剰余金の配当が44,940千円あったこと、及び四半期純損失1,486,491千円を計上したことによるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)の残高は、第2四半期会計期間末に比べ304,308千円減少し706,962千円となりました。

また、当第3四半期会計期間における各キャッシュ・フローは次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は121,945千円となりました。これは主として税引前四半期純損失605,311千円を計上した一方、販売用不動産の売却等によりたな卸資産が733,665千円減少したことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果得られた資金は2,337千円となりました。これは敷金を回収したことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動に使用した資金は428,591千円となりました。これは主として運転資金の借入金のうち25,942千円返済したこと、及び販売用不動産の取得に充当するための借入金のうち400,000千円返済したことによるものです。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期会計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期会計期間末において、重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	256,800
計	256,800

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年2月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	64,200	64,200	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株制度を採用 していません。
計	64,200	64,200	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(第1回新株予約権)

平成18年3月27日臨時株主総会決議	
	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	776 (注)1、2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 なお、単元株制度を採用していません。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	776 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	32,500 (注)2、3
新株予約権の行使期間	平成20年12月1日から 平成25年11月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 32,500 資本組入額 16,250 (注)2、3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

2 平成18年5月8日開催の取締役会決議により、平成18年5月31日付で普通株式1株を2株に分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予

約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

- 3 株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

- 4 新株予約権の行使に関わる行使の条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

i 新株予約権の行使の条件

新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。

新株予約権発行時において当社の取締役、監査役並びに従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。

その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。

ii 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する。

会社法第236条、第238条及び第240条に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(第2回新株予約権)

平成20年6月19日取締役会決議	
第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)	
新株予約権の数(個)	1,900 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 なお、単元株制度を採用しておりません。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,900 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	24,767 (注)2
新株予約権の行使期間	平成23年7月1日から 平成28年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 24,767 資本組入額 12,384 (注)2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1 新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は1株であります。なお、付与株式数は、割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整するものとします。ただし、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとします。

- 2 以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整します。

- i 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満

の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ii 当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合、又は自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- iii 当社が合併又は会社分割を行う等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3 新株予約権の行使の条件

- i 新株予約権者は、権利行使時において当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員の何れかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年又は会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
- ii 新株予約権の権利行使期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り新株予約権を承継することができる。ただし、再承継はできない。
- iii 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

4 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権の全部又は一部につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前譲与その他一切の処分行為をすることはできません。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約、又は株式移転計画において定めることを条件とします。

- i 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1. に準じて決定する。
- iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、（注）2. iiiに従って定める調整後行使価額に、上記iiiに従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- v 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」の開始日又は組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
- vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- vii 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

viii 新株予約権の取得の事由及び条件

- イ 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。
- ロ 当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に該当しなくなったことにより権利を行使できなくなった場合又は権利を放棄した場合は、新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年10月1日～ 平成20年12月31日	—	64,200	—	586,125	—	356,125

(5) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項の規定に基づき、自己株式を302株取得したことにより、平成20年12月31日現在、次のとおり自己株式を保有しております。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社イントランス	東京都渋谷区恵比寿南一丁目7番8号	302	0.47

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年9月30日現在で記載しております。

【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 64,200	64,200	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	64,200	—	—
総株主の議決権	—	64,200	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が115株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数115個が含まれております。

【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(注) 当第3四半期会計期間末日現在における自己株式数は、302株であります。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	26,530	37,900	29,190	21,500	17,700	16,840	12,400	9,900	9,350
最低(円)	18,500	26,130	19,300	16,000	12,060	9,010	5,200	7,410	6,110

(注) 株価は、東京証券取引所市場マザーズにおけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

該当事項はありません。

(2) 退任役員

該当事項はありません。

(3) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
常務取締役インベストメント事業部兼リテール事業部管掌	常務取締役経営企画室室長	鳥越 憲一	平成20年10月6日
常務取締役インベストメント事業部・リテール事業部管掌兼リテール事業部部長	常務取締役インベストメント事業部兼リテール事業部管掌		平成21年2月2日
取締役管理部門管掌兼経理・総務部部長	取締役管理本部長兼経理・総務部部長	濱谷 雄二	平成20年10月6日
取締役インベストメント事業部部長	取締役営業本部長	吉川 実	同上

第5 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び当第3四半期累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
 (1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間末 (平成20年12月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	706,962	1,737,923
売掛金	1,889	2,155
販売用不動産	² 2,707,906	² 4,842,522
その他	21,642	186,423
流動資産合計	3,438,401	6,769,025
固定資産		
有形固定資産	¹ 18,809	¹ 7,015
無形固定資産	6,320	48
投資その他の資産	59,822	69,280
固定資産合計	84,952	76,343
資産合計	3,523,353	6,845,369
負債の部		
流動負債		
短期借入金	-	² 2,595,668
1年内返済予定の長期借入金	² 1,695,342	² 801,710
1年内償還予定の社債	100,000	100,000
未払法人税等	970	-
賞与引当金	14,392	26,425
その他	216,756	259,479
流動負債合計	2,027,461	3,783,282
固定負債		
長期借入金	² 900,000	² 935,000
固定負債合計	900,000	935,000
負債合計	2,927,461	4,718,282
純資産の部		
株主資本		
資本金	586,125	586,125
資本剰余金	356,125	356,125
利益剰余金	346,594	1,184,836
自己株式	2,476	-
株主資本合計	593,179	2,127,086
新株予約権	2,712	-
純資産合計	595,892	2,127,086
負債純資産合計	3,523,353	6,845,369

(2) 【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
売上高	2,690,369
売上原価	3,463,660
売上総損失(△)	△773,290
販売費及び一般管理費	※1 467,279
営業損失(△)	△1,240,570
営業外収益	
受取利息	1,815
その他	240
営業外収益合計	2,055
営業外費用	
支払利息	75,477
社債利息	1,386
借入手数料	9,990
その他	1,016
営業外費用合計	87,871
経常損失(△)	△1,326,386
特別損失	
固定資産除却損	5,221
特別損失合計	5,221
税引前四半期純損失(△)	△1,331,608
法人税、住民税及び事業税	746
法人税等調整額	154,136
法人税等合計	154,882
四半期純損失(△)	△1,486,491

【第3四半期会計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
売上高	483,900
売上原価	929,929
売上総損失(△)	△446,029
販売費及び一般管理費	※1 140,072
営業損失(△)	△586,102
営業外収益	
受取利息	352
営業外収益合計	352
営業外費用	
支払利息	18,523
社債利息	461
借入手数料	22
その他	149
営業外費用合計	19,156
経常損失(△)	△604,905
特別損失	
固定資産除却損	225
特別損失合計	225
税引前四半期純損失(△)	△605,131
法人税、住民税及び事業税	179
法人税等合計	179
四半期純損失(△)	△605,311

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純損失 (△)	△1,331,608
減価償却費	4,911
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△12,033
株式報酬費用	2,712
受取利息	△1,815
支払利息	75,477
社債利息	1,386
固定資産除却損	5,221
売上債権の増減額 (△は増加)	265
前渡金の増減額 (△は増加)	△13,593
たな卸資産の増減額 (△は増加)	2,134,616
前受金の増減額 (△は減少)	△5,050
その他の資産の増減額 (△は増加)	3,109
その他の負債の増減額 (△は減少)	△38,202
小計	825,399
利息の受取額	1,600
利息の支払額	△64,617
法人税等の還付額	9,146
営業活動によるキャッシュ・フロー	771,527
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△21,478
無形固定資産の取得による支出	△6,720
敷金の回収による収入	10,167
敷金の差入による支出	△710
投資活動によるキャッシュ・フロー	△18,741
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	64,000
短期借入金の返済による支出	△2,659,668
長期借入れによる収入	900,000
長期借入金の返済による支出	△41,368
自己株式の取得による支出	△2,558
配当金の支払額	△44,153
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,783,748
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△1,030,961
現金及び現金同等物の期首残高	1,737,923
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 706,962

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

該当事項はありません。

【簡便な会計処理】

当第3四半期累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

該当事項はありません。

【四半期財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第3四半期累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第3四半期会計期間末 (平成20年12月31日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 4,413千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 3,462千円
※2 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりであります。 販売用不動産 2,490,800千円 <u>計 2,490,800千円</u>	※2 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりであります。 販売用不動産 4,677,476千円 <u>計 4,677,476千円</u>
担保付債務は次のとおりであります。 1年内返済予定の長期借入金 1,695,000千円 長期借入金 900,000千円 <u>計 2,595,000千円</u>	担保付債務は次のとおりであります。 短期借入金 2,500,000千円 1年内返済予定の長期借入金 800,000千円 長期借入金 935,000千円 <u>計 4,235,000千円</u>

(四半期損益計算書関係)

第3四半期累計期間

当第3四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
※1 販売費に属する費用のおおよその割合は23%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は77%であります。 主要な費目及び金額は次のとおりであります。 給料手当 131,424千円 減価償却費 4,911千円 支払手数料 94,888千円 賞与引当金繰入額 26,108千円

第3四半期会計期間

当第3四半期会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
※1 販売費に属する費用のおおよその割合は15%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は85%であります。 主要な費目及び金額は次のとおりであります。 給料手当 43,187千円 減価償却費 1,791千円 賞与引当金繰入額 14,291千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年12月31日現在) 現金及び現金同等物の四半期末残高(706,962千円)と四半期貸借対照表に掲記されている科目(現金及び預金)の金額は同額であります。

(株主資本等関係)

当第3四半期会計期間末(平成20年12月31日)及び当第3四半期累計期間(自 平成20年4月1日
至 平成20年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期会計期間末
普通株式(株)	64,200

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期会計期間末
普通株式(株)	302

3 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期会計期間末残高 2,712千円

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月19日 定時株主総会	普通株式	44,940	700	平成20年3月31日	平成20年6月20日	利益剰余金

(2) 基準日が当事業年度の開始の日から当四半期会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第3四半期累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当四半期会計期間末におけるリース取引残高には前事業年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(有価証券関係)

当第3四半期会計期間末(平成20年12月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期会計期間末(平成20年12月31日)

当社は、デリバティブ取引を利用しておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

1 費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 1,356千円

2 付与したストック・オプションの内容

当四半期会計期間において、ストック・オプションを付与していないため、該当事項はありません。

(持分法損益等)

当第3四半期累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

当社は、関連会社がありませんので、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第3四半期会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期会計期間末 (平成20年12月31日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
9,283円23銭	33,132円19銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第3四半期会計期間末 (平成20年12月31日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	595,892	2,127,086
普通株式に係る純資産額(千円)	593,179	2,127,086
差額の主な内訳(千円)		
新株予約権	2,712	—
普通株式の発行済株式数(株)	64,200	64,200
普通株式の自己株式数(株)	302	—
1株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式の数(株)	63,898	64,200

2 1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額

第3四半期累計期間

当第3四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
1株当たり四半期純損失金額	23,164円53銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	—

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失となるため記載しておりません。

2 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎

項目	当第3四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
四半期損益計算書上の四半期純損失(千円)	1,486,491
普通株式に係る四半期純損失(千円)	1,486,491
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式の期中平均株式数(株)	64,171
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜 在株式で、前事業年度末から重要な変動があった ものの概要	第2回新株予約権 なお、概要は「第4提出 会社の状況、1株式等の 状況、(2)新株予約権等 の状況」に記載のと おりであります。

第3四半期会計期間

当第3四半期会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	
1株当たり四半期純損失金額	9,441円18銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	—

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失となるため記載しておりません。

2 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎

項目	当第3四半期会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
四半期損益計算書上の四半期純損失(千円)	605,311
普通株式に係る四半期純損失(千円)	605,311
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式の期中平均株式数(株)	64,114
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	第2回新株予約権 なお、概要は「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 2月10日

株式会社イントランス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 布施木 孝 叔 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飯 畑 史 朗 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社イントランスの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第11期事業年度の第3四半期会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社イントランスの平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年2月10日

【会社名】 株式会社イントランス

【英訳名】 INTRANCE CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 上 島 規 男

【最高財務責任者の役職氏名】 ー

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区恵比寿南一丁目7番8号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長上島規男は、当社の第11期第3四半期(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。